

# 瀬谷区いきいき区民活動支援補助金交付要綱

制 定 平成 17 年 2 月 23 日 瀬地振 第 7 1 7 号 (区長決裁)  
最近改正 令和 2 年 2 月 1 日 瀬地振 第 1602 号 (区長決裁)

## (目的)

- 第 1 条 この要綱は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号）第 3 条に基づき、区民が自発的に行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化につながる事業及び活動に対し交付する瀬谷区いきいき区民活動支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることにより、幸せが実感できる瀬谷づくりを実現していくことを目的として制定する。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

## (補助の種類)

- 第 3 条 この要綱による補助の種類は次のとおりとする。

- (1) 事業支援
- (2) 団体支援

## (事業支援の対象団体)

- 第 4 条 事業支援に係る補助金の交付対象団体は、次の全ての要件に該当する団体とする。
- (1) 構成員が 5 人以上でその半数以上が瀬谷区内に在住・在勤・在学する者である団体または瀬谷区民を対象にかつ瀬谷区を中心に活動する団体
  - (2) 今後 1 年以上継続して活動する見込みがある団体

## (団体支援の対象団体)

- 第 5 条 団体支援に係る補助金の交付対象団体は、次の全ての要件に該当する団体とする。
- (1) 構成員が 3 人以上でその半数以上が瀬谷区内に在住・在勤・在学する者である団体または瀬谷区民を対象にかつ瀬谷区を中心に活動する団体
  - (2) 今後 1 年以上継続して活動する見込みがある団体
  - (3) 法人格を有しない団体

## (事業支援の対象事業)

- 第 6 条 事業支援に係る補助金の交付対象事業は、交付対象団体が行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化につながる講座や催し等の事業とし、うち参加者等が概ね 30 人以上 300 人未満見込まれるものを中規模事業、300 人以上見込まれるものを大規模事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。
- (1) 営利を目的とする事業
  - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
  - (3) この補助金の交付を受けずとも実施できる事業又は同一の事業内容で国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは受ける予定の事業
  - (4) その他区長が不適切と認めた事業

## (団体支援の対象事業)

- 第 7 条 団体支援に係る補助金の交付対象事業は、交付対象団体が行う活動のうち、次のいずれかに該当する活動とする。
- (1) 瀬谷区の地域課題の解決及び活性化につながる事業の実施に向けた活動
  - (2) 地域で活動するための手法の習得に関する活動

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする活動
- (3) この補助金の交付を受けずとも実施できる活動又は同一の活動内容で国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは受ける予定の活動
- (4) その他区長が不適切と認めた活動

(事業支援の補助金額等)

第8条 事業支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の7又は10万円（大規模事業においては50万円）のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の9又は10万円（大規模事業においては50万円）のいずれか少ない額とする。

- (1) 障害当事者で構成された団体が実施する、区長が特に必要と認める事業
- (2) その他区長が特に必要と認める事業

3 前2項に定める補助は年度を通じて一団体あたり1回とする。

4 補助金の上限額を算出する際に生じる100円未満の端数は切り捨てとする。

5 区長は、補助目的を達成するため、補助金の交付に加え、その他必要な支援を行うことができる。

(団体支援の補助金額等)

第9条 団体支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の合計額又は5万円のいずれか少ない額とする。

2 前項に定める補助は年度を通じて一団体あたり1回とし、同一団体の活動への補助は3回を限度とする。

3 区長は、補助目的を達成するため、補助金の交付に加え、その他必要な支援を行うことができる。

(補助対象経費)

第10条 この要綱において、補助対象となる経費は、対象事業を推進するにあたり必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助対象となる経費を算出する際に生じる1円未満の端数は切り捨てとする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) いきいき区民活動支援補助金交付申請書（事業支援においては第1号様式、団体支援においては第2号様式）
- (2) 事業計画書（事業支援においては第3号様式、団体支援においては第4号様式）
- (3) 収支予算書（第5号様式）
- (4) 団体概要書（第6号様式）
- (5) 団体の規約、会則その他これらに類する書類及び団体の構成員名簿
- (6) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第12条 区長は、補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、申請者にいきいき区民活動支援補助金交付決定通知書（第7号様式。以下「決定通知書」という。）を交付する。また、補助しないことを決定したときは、申請者にいきいき区民活動支援補助金不交付決定通知書（第8号様式）を交付する。

2 区長は、事業支援の審査にあたり、瀬谷区いきいき区民活動支援補助金検討会の委員に意見を求めることができる。

- 3 瀬谷区いきいき区民活動支援補助金検討会の運営に関する事項は、別に定める。
- 4 区長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、交付対象団体のスキルアップに資する研修の受講等、補助目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第13条 補助金規則第9条に規定する申請の取下げ期日は、決定通知書の交付日から起算して15日以内とする。

(事業の変更等)

第14条 補助金の交付決定を受けた団体は、対象事業の目的及び内容を変更することはできない。ただし、簡易な変更については、この限りではない。この場合は、事前に次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) いきいき区民活動支援補助金交付事業変更申請書(第9号様式)
- (2) 事業計画書(事業支援においては第3号様式、団体支援においては第4号様式)
- (3) 収支予算書(第5号様式)
- (4) 決定通知書の写し

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、当該申請を行った団体にいきいき区民活動支援補助金交付事業変更承認通知書(第10号様式)を交付する。

(報告書等の提出)

第15条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業完了日から起算して30日以内に、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) いきいき区民活動支援補助金交付事業実績報告書(第11号様式)
- (2) 事業報告書(事業支援においては第12号様式、団体支援においては第13号様式)
- (3) 収支決算書(第14号様式)
- (4) 補助対象経費に係る1件10万円以上の領収書その他の支出を証する書類又はその写し(以下「領収書等」という。)
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 補助金規則第14条第5項のただし書きに規定する区長が必要と認めるものは、第9条別表に定めるもののうち、報償費、交通費及び食糧費に係る1件10万円未満の領収書等とする。

(補助金交付額の確定)

第16条 補助金規則第15条に規定する補助金額確定の通知は、いきいき区民活動支援補助金額確定通知書(第15号様式。以下「確定通知書」という。)により行うものとする。

(交付時期の特例)

第17条 補助金規則第17条に規定するところにより、区長が必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 事業完了前に補助金を交付する場合は前払いとする。

(交付の請求)

第18条 補助金の交付決定を受けた団体は、確定通知書を受理したときはその写しとともに、いきいき区民活動支援補助金請求書(第16号様式。以下「請求書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 交付時期の特例を受ける団体は、決定通知書を受理したときはその写しとともに、請求書を区長に提出しなければならない。

(関係書類の整備保管等)

第19条 補助金規則第26条に規定する関係書類の保存期間は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間とする。

(書類の閲覧)

第 20 条 補助金の交付決定を受けた団体及び区長は、この要綱に規定する各様式（第 8 号様式、第 15 号様式及び第 16 号様式を除く。）及びその添付書類（団体の構成員名簿を除く。）を、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則（平成 25 年 2 月 15 日横浜市規則第 15 号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり行うものとする。

閲覧に供する者 閲覧に関する事項	補助金の交付を受けた団体	区長
閲覧場所	代表者の住所又はその他団体が指定する場所	瀬谷区役所総務部地域振興課
閲覧時間	団体が指定する時間	区役所の事務取扱時間
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から 2 年間とする。ただし、第 11 号様式から 14 号様式までの書類及びその添付書類においては当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。	

(その他)

第 21 条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 2 月 23 日から施行し、平成 18 年度の予算に係る支援から適用する。

この要綱は、平成 20 年 2 月 14 日から施行し、平成 20 年度の予算に係る支援から適用する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 2 月 28 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る支援から適用する。

この要綱は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

## 別表 補助対象経費

種別	対象項目
(1) 報償費	外部の講師、指導者、出演者又は協力者等、団体の構成員以外の者（以下「講師等」という。）に対する謝礼（食料品を除く）
(2) 交通費	ア 公共交通機関の乗車運賃 イ タクシー利用料金 ウ 有料駐車場利用料金 エ 有料道路利用料金
(3) 消耗品費	ア 事務用品、物品、図書の購入費 イ 燃料 ウ 原材料費
(4) 食糧費	ア 事業当日、前日準備及び翌日撤去の従事者の飲料代 イ 事業当日の講師等の飲料代 ただし、補助対象経費合計額（食糧費を除く）の5%又は1万円のいずれか少ない額を上限とする。
(5) 印刷費	資料、広報用のチラシ、ポスター等の印刷費
(6) 通信運搬費	ア はがき代、切手代、郵送料 イ 運送業者へ支払う運搬費 ウ プリペイド携帯等の通信費
(7) 広告料	新聞・雑誌等への広告掲載料
(8) 手数料	収入証紙等
(9) 使用料・賃借料	ア 会場及び付帯設備の借上げ経費（家賃は除く。） イ 機材・物品の賃借料 ウ レンタカー使用料 エ 音楽・写真等の著作権使用料
(10) 保険料	保険料（団体構成員のみが加入するものを除く。）
(11) 委託料	団体では実施が困難な業務（会場設営、機材運搬、機器修繕等）の委託料
(12) その他	その他区長が必要と認めた経費